

◆よくあるご質問

年金・医療保険

【目次】

- Q 1 パート社員も社会保険に加入する義務はありますか？
 - Q 2 年金の学生納付特例制度とは、どのような内容ですか？
 - Q 3 卒業後に就職先が決まらない場合、保険料の納付猶予はできますか？
 - Q 4 年金受給者の所得税と住民税はいくらかかりますか？
-

(Q & A)

Q 1 パート社員も社会保険に加入する義務はありますか？

常時雇用している従業員が4人（うちパート社員が1名）の法人の場合、社会保険加入を拒否しているパート社員は加入しなくても問題ないですか？

答え パート社員は、正社員の所定労働時間と所定労働日数のいずれもが3／4以上で勤務している場合は、本人の意思にかかわらず加入する必要があります。

解説 1、社会保険に加入する要件は次の①と②のいずれにも該当する場合です。

① 1日又は1週間の所定労働時間が正社員のおおむね3／4以上

② 1カ月の所定労働日数が正社員のおおむね3／4以上

2、上記要件のうち、1日、1週間、1カ月の1つでも3／4未満であれば、社会保険加入の必要はありません。

3、年収130万円の壁

健康保険の被扶養者や国民年金第3号の妻などの基準は年収130万円未満ですが、労働時間が正社員の3／4以上の場合は年収130万円未満でも社会保険に加入しな

ければなりません。

Q 2 年金の学生納付特例制度とは、どのような内容ですか？

子供が20歳になり、国民年金の学生納付特例を申請すれば、この期間の保険料は今後も納めなくてもよいですか？

答え 卒業後10年以内であれば保険料を追納できます。追納しない場合は、未納の扱いになり、老後の年金額に反映されません。

解説

- 1、国内に居住する20歳以上の学生は、国民年金の保険料を納めなければなりません。ただし、学生納付制度を毎年申請して承認を受ければ、後払いできます。
- 2、大学、専門学校、夜間・定時制の在学学生などが対象で、学生本人の前年所得が118万円以下であることが要件です。
- 3、障害年金と遺族年金に限り、納付と同様に扱われます。
- 4、10年以内に追納する額は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。(平成20年の追納の場合の加算額は、年度に応じて月あたり2020円～230円です。)
- 5、追納した保険料は、負担者の所得税の控除対象になります。

Q 3 卒業後に就職先が決まらない場合、保険料の納付猶予はできますか？

学校は卒業したが定職に就けずに収入が少ない若者の場合、保険料未納にならないで済む方法はありますか？

答え 20歳代の人で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、若年者納付猶予制度を申請すれば、国民年金の保険料納付が猶予されます。

解説 1、所得の基準は、(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円です。この基準は本人と配偶者の所得であり、他の同居親族の所得は計算対象外です。

- 2、学生納付特例と同様に、10年以内に追納すれば、老後の年金額に反映されます。
- 3、承認期間はその年の7月から翌年6月までで、翌年以降も希望する場合は所得の申告をすれば申請書の提出は不要です。
- 4、卒業後も保険料の納付が困難な時は、若年者納付猶予制度を申請してください。

Q 4 年金受給者の所得税と住民税はいくらかかりますか？

受給している年金から所得税が控除されています。社会保険庁から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきましたが、毎年提出しなければなりませんか？

答え 送付されてきた「扶養親族等申告書」を郵送で提出すると、翌年は公的年金等控除と基礎控除等が適用されます。提出しなければ源泉徴収税額が増えてしまいます。

- 解説**
- 1、年金受給者に老齢年金が支払われるときは、支給額から所得税を源泉徴収（天引き）することになっています。ただし、65歳未満は108万円未満、65歳以上は158万円未満の受給者は源泉徴収されません。また、障害給付と遺族給付は非課税です。
 - 2、年金は、原則として偶数月の15日に、前月と前々月の2か月分が支給され、この支払期が課税対象期間となります。
 - 3、毎年10月下旬に送付される翌年分の扶養親族等申告書を12月の提出期限までに送付してください。所得税は、提出した場合は、（年金支払額－諸控除年額）の10%（定率減税除く）で、未提出の場合は、年金支払額の5%です。年金収入は、年末調整がないため、年金とは別に給与収入がある人は、確定申告が必要です。
 - 4、住民税は、前年の年金支払額にもとづき市区町村で課税されます。